

環境配慮型製品の国際展開促進編の目的及び調査結果の概要

環境問題への対応が世界的な課題となる中、世界の環境産業の市場規模は拡大を続けている。2023 年における市場規模は 6,560 億米ドル¹とされ、2032 年までに 1 兆米ドルに達すると予測されている。国内市場についても、2022 年には 118.8 兆円²と前年比 4.0%の成長を記録し、2050 年までに年平均成長率 0.5%で推移し、135.9 兆円になると推計されている。このような市場の拡大を踏まえ、日本が有する環境技術の優位性を最大限に活用し、環境配慮型製品の国際流通を促進させる手段として、政府が率先して環境配慮型製品を調達するグリーン公共調達（Green Public Procurement: GPP）/ 持続可能な公共調達（Sustainable Public Procurement: SPP）の活用が挙げられる。政府の巨大な購買力を市場のグリーン化に活用する GPP/SPP は、国連環境計画（UNEP）や EU をはじめとする多くの国際機関が発展途上国への政策支援プロジェクトを展開しており、特に東南アジア地域において、GPP/SPP 制度の構築・普及が進められている。GPP/SPP 市場に参入するためには、多くの場合、各国で設定された環境基準等を満たす必要があるものの、日本の優れた環境技術はこの分野において大きな優位性を持つ。一方で、海外の同制度に関する情報収集を課題に挙げる国内事業者も多く、文化や商慣習の違いによる制度面の複雑さも参入障壁となっている。こうした状況を鑑みると、日本の制度との調和化が促進されることは、国内事業者の市場参入促進及び環境配慮型製品の国際展開の観点からも極めて重要である。以上の観点から本調査では、アジア地域における GPP/SPP 制度等の調和化に向けた新興国への技術支援を複数年に亘り実施している。本年度は、スリランカ及びインドネシアを対象に、GPP/SPP 制度に広く活用されるタイプ I 環境ラベル制度の基準策定支援を中心に、現地監査に関する側面支援、普及促進に向けた情報支援を行った。

欧州を筆頭に世界各国において、みせかけのグリーン対応であるグリーン・ウォッシュに対する監視の目が厳しくなっている。欧州委員会（European Commission: EC）が 2020 年に実施した調査³によると、グリーン訴求の 53%があいまいで誤解を招く、または根拠のない情報を提供しており、40%について裏付けとなる事実や証拠が示されていないことが明らかとなった。この調査結果を踏まえ、EC はグリーン・ウォッシュ規制の強化に着手し、「不公正取引慣行指令（UCPD）」の改定内容を盛り込んだ「消費者のエンパワーメントに関する指令案」を 2022 年 3 月に、また「グリーン訴求指令案」を 2023 年 3 月に公表した。この二つの指令案により、欧州市場においては「エコ」や「グリーン」といったあいまいな表現によるグリーン訴求や、事業者等の自己宣言型の環境ラベルの使用が禁止されるに至った。さらに、製品の環境特性をアピールする場合、その内容の実証及び検証が義務化される見込みであり、規制強化が進んでいる。

本規制の対象は、欧州市場への製品輸出企業にとどまらず、自社の意図に反して製品が欧州市場に流通する可能性のある企業にも及ぶため、国内事業者も対応を迫られる可能性

¹ <https://straitsresearch.com/jp/report/environmental-technology-market>

² 環境省、「環境産業の市場規模・雇用規模等の推計結果の概要について（2022 年版）」、令和 6 年 7 月

³ European Commission, “Environmental claims in the EU Inventory and reliability assessment Final report”. 2020

がある。日本の優れた環境技術や環境配慮型製品の国際競争力を維持するとともに、国内事業者の国際展開の妨げとならないよう欧州のグリーン・ウオッシュ規制の動向を迅速に把握し、適切な環境情報の提供方法について整理する必要がある。そこで、本調査では欧州のグリーン訴求指令案の議論を含むグリーン・ウオッシュ規制の最新動向を把握するため、インターネット調査や文献調査を行った。加えて、ドイツを現地訪問し、ドイツ連邦環境庁（UBA）など規制の関連機関へのヒアリングを通じて、規制の実施状況や今後の展望について情報を収集した。また、ヒアリングではドイツにおけるグリーン・ウオッシュ対策の先進的な取組についても調査した。さらに、国内環境関係団体へのヒアリングを行い、日本国内の消費者がグリーン・ウオッシュに対してどのように受け止めているかを調査したほか、先進国をはじめとする諸外国及び日本国内のグリーン購入制度見直しに係る動向調査を実施し、日本国内のグリーン購入制度への活用・展開に向けた比較分析等を実施した。

また、国際的に循環経済（サーキュラーエコノミー）政策の主流化が進むなか、日本においても第五次循環型社会形成推進基本計画にて、「2030 年度までにグリーン購入法基本方針に位置付けられる全ての特定調達品目に再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこと」が掲げられた。この循環性基準は再生プラスチックの利用にとどまらず、多様な観点が考慮されるものの、現時点では世界的に統一された指標は策定されていない。そこで、本調査では製品の循環性に関する国際認証や関連政策の規制内容を調査・整理し、考慮が望ましい製品の循環性基準として取りまとめた。なおかつ、特定した製品の循環性基準をもとに、タイプ I 環境ラベル基準のなかでも資源循環の取組が活発な繊維製品に着目し、欧州のタイプ I 環境ラベル基準をはじめ、欧州のグリーン公共調達（GPP）基準、日本のグリーン購入法ならびにエコマーク基準との整合性を比較・調査した。

さらに、GPP/SPP 及び環境ラベルをテーマとした国際会議に参加し、インターネット調査や文献調査だけでは得られない同分野における専門家からの最新動向についても取りまとめた。加えて、環境省の Web サイトで公開している、日本市場に流通する環境ラベルに関する情報をまとめた「環境ラベル等データベース」を継続的に運用したことに加え、新規情報の掲載、掲載情報のアップデートを行い、情報の鮮度維持にも努めた。